

名 称		日和田町五庵地区計画	
位 置		郡山市日和田町字五庵、字古館、字原、字小原、字南古館、字大原及び字不動坦の各一部	
面 積		約18.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、郡山市の中心部より北約5kmに位置し、都市計画道路国道4号線、西部幹線の交差点に接しており、地区東側の土地区画整理事業予定区域とあわせて一体的な市街地の形成を図るものである。</p> <p>また、本市北部地域の商業核として、健全な商業地としての誘導と商業の利便性の向上を図りつつ、建築物の過密化、用途の混在による環境悪化等の防止を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用をし、良好で緑あふれる都市環境の形成を目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>魅力ある商業の集積と文化的な余暇活動のできる地区として、将来にわたってこれを保全する。</p> <p>さらに、周辺の田園地区との調和を図り、緑化のスペースを確保し良好な市街地環境を形成する。</p>	
	地区施設の整備の方針	<p>地区内の施設群に対して、周囲の幹線道路との円滑な結び付きを図るため幅員30mの道路を確保するとともに、緑地を適正に配置し整備する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>建築物の用途の混在による環境の悪化を防止するため、風俗営業施設等の制限を行う。また、地区内に立地する建築物等の意匠、形態については、周辺との調和を図るよう努める。</p>	
地区施設の配置及び規模	道路	幹線道路 幅員 30 m 延長 約 300 m	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 兼用住宅 4 まあじゃん屋、ぱちんこ屋 5 自動車教習所 6 待合、料理店、キャバレー 7 個室付浴場業に係る公衆浴場 8 別表のとおり
		建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物 建築物の外壁及び屋根の色は、地区の環境に調和したものとする。 2 その他の工作物 本地区にある施設以外のための広告塔、広告板及び案内板を設置してはならない。また、刺激的な色彩又は装飾などにより美観を損なわないものとする。
備 考			

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

別表

- 1 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150平方メートルをこえるもの
(日刊新聞の印刷所及び作業所の床面積の合計が300平方メートルをこえない自動車修理工場を除く)
- 2 次に掲げる事業を営む工場
 - (1) 玩具煙火の製造
 - (2) アセチレンガスを用いる金属の工作
(アセチレンガス発生器の容量30リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く)
 - (3) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付
(赤外線を用いるものを除く)
 - (4) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工
 - (5) 絵具の製造
 - (6) 出力の合計が0.75キロワットをこえる原動機を使用する塗料の吹付
 - (7) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
 - (8) 骨炭その他動物質炭の製造
 - (9) せっけんの製造
 - (10) 魚粉又は漁粉を原料とする飼料の製造
 - (11) 手すき紙の製造
 - (12) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
 - (13) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白
 - (14) 製綿、古綿の再製、起毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの
 - (15) 骨、角、きば、ひずめ若しくは貝がらの引き割若しくは乾燥研磨又は3台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの
 - (16) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝がらの粉碎で原動機を使用するもの
 - (17) レディミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が2.5キロワットをこえる原動機使用のもの
 - (18) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造
 - (19) 活字若しくは金属工芸品の鑄造又は金属の溶融で容量の合計が50リットルをこえないつぼ又はかまを使用するもの(印刷所における活字の鑄造を除く)
 - (20) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
 - (21) ガラスの製造又は砂吹
 - (22) 金属の溶射又は砂吹
 - (23) 鉄板の波付加工
 - (24) ドラムかんの洗浄又は再生
 - (25) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
 - (26) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が4キロワット以下の原動機を使用するもの
- 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、次の数量を超える危険物(数量に定めのない場合にあつてはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類を除く)の貯蔵又は処理に供する建築物とする。

		危険物	数量
(一)	火薬類	火薬	50 キログラム
		爆薬	25 キログラム
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管	1 万個
	玩具用煙火を除く	銃用雷管	10 万個
		実包及び空包、信管及び火管	3 万個
		導爆線	1.5 キロメートル
		導火線	5.0 キロメートル
		電気導火線	3 万個
		信号炎管、信号火箭及び煙火	2 トン
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じ、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による
(二)	マッチ、セルロイド、圧縮ガス、液化ガス又は可燃性ガス	A/10	
(三)	石油類	A	
(四)	(一)から(三)までに掲げる危険物以外の物	A/5	

Aについては、次表(危険物数量表)の数量とする。

危険物数量表 (A)

危険物		数量
	マッチ	300 マッチトン
	セルロイド	1.5 トン
	圧縮ガス	7,000 立方メートル
	液化ガス	70 トン
	可燃性ガス	700 立方メートル
石油類	第一石油類	1,000 リットル
	第二石油類	5,000 リットル
	第三石油類	20,000 リットル
	第四石油類	30,000 リットル
その他の危険物	カーバイト	3 トン
	塩素酸塩類、過塩素酸塩類、赤燐硫化燐、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム	0.5 トン
	硝酸塩類	10 トン
	黄燐	0.2 トン
	金属カリウム、金属ナトリウム	0.05 トン
	マグネシウム	5 トン
	二硫化炭素、エーテル	500 リットル
	メタノール、アルコール、酢酸エステル	2,000 リットル
	アセトン、ベンゾール、トルオール	1,000 リットル
	ニトロセルロース	0.1 トン
	キシロール、テレピン油	5,000 リットル
	ピクリン酸、ピクリン酸塩類	2 トン